省　令

○財務省令第八十二号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項及び第二項並びに緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律（平成二十七年法律第二十四号）第三条第三項において準用する国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）第十条第六項の規定に基づき、緑の気候基金への拠出に伴う国債の発行等に関する省令を次のように定める。

平成二十七年十月二十日

財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

緑の気候基金への拠出に伴う国債の発行等に関する省令

（国債の名称）

第一条　緑の気候基金（以下「基金」という。）に拠出するため、緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律（平成二十七年法律第二十四号。以下「法」という。）第三条第二項の規定により発行する国債は、緑の気候基金拠出国庫債券（以下「拠出国庫債券」という。）とする。

（適用除外）

第二条　国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）の規定は、拠出国庫債券（第八条第二項の規定により日本銀行に交付されるものを除く。次条において同じ。）については適用しない。

（取扱店）

第三条　拠出国庫債券に関する事務の取扱店は、日本銀行本店とする。

（拠出の場合の額面金額）

第四条　法第三条第一項の規定により本邦通貨に代えて国債で拠出する場合において、基金に交付する拠出国庫債券の額面金額は、拠出する都度必要な金額又はその金額を分割した金額とする。

（分割及び併合）

第五条　政府は、基金の請求があったときは、当該請求に従い拠出国庫債券の額面金額の分割又は併合を行うことができる。

2　前項の規定により拠出国庫債券の分割又は併合を行う場合は、当該分割又は併合に係る金額をその額面金額とする。

（償還の手続）

第六条　政府は、基金から拠出国庫債券の全部又は一部につき償還の請求を受けた場合において、当該請求に係る金額の全部又は一部につき償還を行うときは、その償還を行う金額を法第四条の規定により寄託所として指定された日本銀行における基金の勘定（以下「基金の勘定」という。）に払い込むものとする。

（一部の償還の請求を受けた場合の措置）

第七条　前条の場合において、当該請求が拠出国庫債券の額面金額の一部に係るものであるときは、政府は、当該拠出国庫債券と引換えに、当該額面金額から当該請求に係る金額を控除した金額を額面金額とする拠出国庫債券を基金に交付するものとする。

（日本銀行が買い取った場合の措置）

第八条　日本銀行は、法第三条第三項において準用する国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）第十条第四項の規定により政府から償還を行うことのできない金額につき拠出国庫債券を買い取ることを命ぜられたときは、当該金額を基金の勘定に払い込まなければならない。

2　政府は、前項の場合には、日本銀行が買い取った金額を額面金額とし、法第三条第三項において準用する国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第十条第五項の規定により財務大臣が定める償還期限及び利率を記載した拠出国庫債券を日本銀行に交付するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百六十五号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十七年十月二十日

総務大臣　山本　早苗

名称	民主党本部周辺地域
期間	平成二十七年十月二十三日から平成二十八年十月二十二日まで
地域	東京都千代田区　平河町一丁目 平河町二丁目 隼町

○総務省告示第三百六十六号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成二十六年総務省告示第三百一号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月二十日

総務大臣　山本　早苗

異動の届出年月日	異動事項	新	旧
異動の届出政党その他の政治団体の名称			
代表者の氏名	和田　政宗		
次世代の党	代表者の氏名	平沼　赳夫	

平成二十七年九月二十五日

○総務省告示第三百六十七号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十六年総務省告示第三百二号の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月二十日

総務大臣　山本　早苗

異動の届出年月日	異動事項	新	旧
異動の届出政党その他の政治団体の名称			
代表者の氏名	和田　政宗		
次世代の党	代表者の氏名	平沼　赳夫	

平成二十七年九月二十五日

○総務省告示第三百六十八号

指定較正機関として指定したインターテックジャパン株式会社から電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の十八第十三項において準用する同法第三十九条の三第二項の規定による住所の変更の届出があったので、同法第百二条の十八第十三項において準用する同法第三十九条の三第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十月二十日

総務大臣　山本　早苗

一　変更後の住所

東京都港区海岸三丁目18番1号ピアシティ芝浦ビル4階

二　変更年月日

平成二十七年十月十三日

○中央選挙管理会告示第十号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十七年中央選挙管理会告示第三号の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月二十日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

異動の届出年月日	異動事項	新	旧
異動の届出政党その他の政治団体の名称			
代表者の氏名	和田　政宗		
次世代の党	代表者の氏名	平沼　赳夫	

平成二十七年九月二十五日

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点